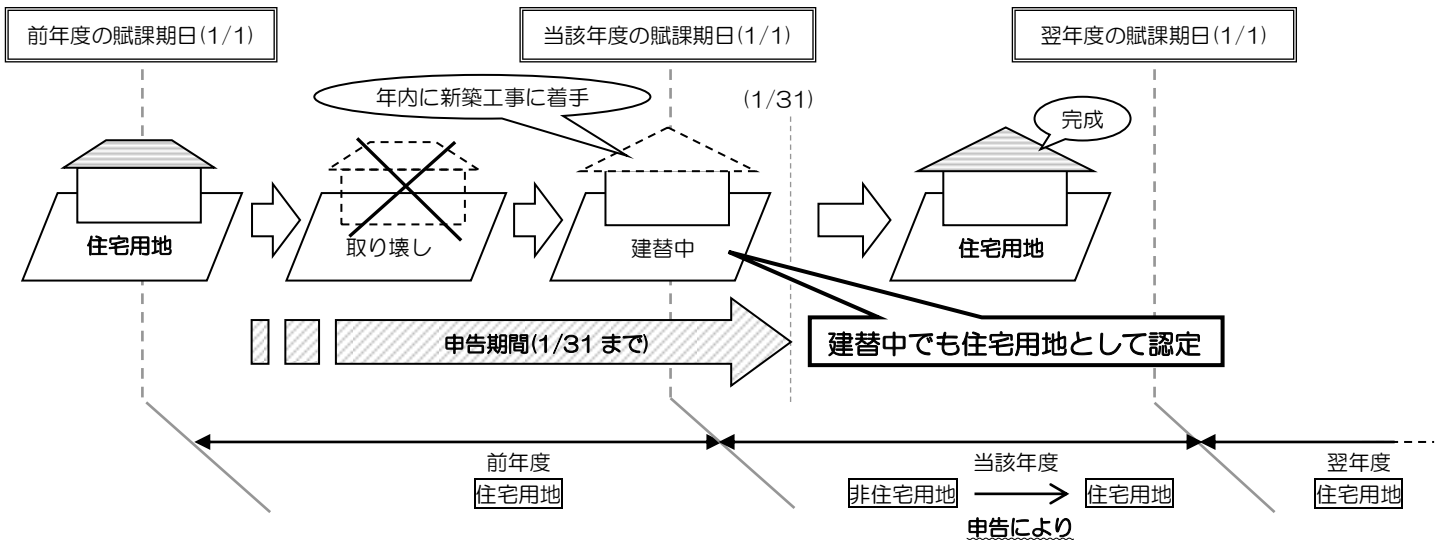


住宅建替中の土地に係る 固定資産税及び都市計画税の課税標準額の特例について

毎年1月1日（賦課期日）現在、住宅の敷地となっている土地（住宅用地）については、住宅用地に対する課税標準額の特例措置により、固定資産税及び都市計画税が軽減されています。この特例は、賦課期日時点で建築中（未完成）の敷地については、原則として適用されませんが、次の適用要件を全て満たす場合に限り、申告により継続して特例が適用されます。

適用要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該土地が、前年度の賦課期日において住宅用地であったこと。 2 当該土地において、住宅の建設が当該年度の賦課期日において着手されており、当該住宅が翌年度の賦課期日までに完成するものであること。 ただし、翌年度に係る賦課期日において、当該土地において適当と認められる工事予定期間を定めて、当該家屋の建設工事が現に進行中であることが客観的に見て取れる状況である場合には、当該特例を適用することができる。 3 住宅の建替えが、建替前の敷地と同一の敷地において行われるものであること。 4 前年度の賦課期日における当該土地の所有者と、当該年度の賦課期日における当該土地の所有者が、原則として同一であること。 5 前年度の賦課期日における当該住宅の所有者と、当該年度の賦課期日における当該住宅の所有者が、原則として同一であること。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅建替中の土地に係る課税標準額の特例申告書 2 家屋図面写し（延床面積が分かる図面） 3 工期の確認ができる書類の写し（契約書、工程表、又は事業計画書等）
申告期間	既存の住宅を取り壊した年の翌年1月31日まで
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 建替前後で住宅用地地積及び住居数に変更がある場合、当特例の適用範囲は建替前後でいずれか小さい方になります。 2 適用要件2について、住宅の建設の着手とは、基礎立ち上げの生コン打設時点とし、整地又は地鎮祭の段階にあるものは含みません。 3 適用要件4及び5について、「原則として同一であること」とは、所有者の6親等内の直系血族、配偶者及び3親等内の直系姻族が建替えを行っている場合又は建替前後で共有者の少なくとも1人以上が同一の場合を含みます。



<お問合せ及びご提出先>

沼田市役所市民部税務課資産税係

TEL : (0278) 23-2111 内線 3014、3015、3016

※適用要件及び留意事項に該当する可能性がある方に郵送しております。該当する場合は、ご提出ください。